

～(財)21あおもり産業総合支援センターから～

公的制度で設備投資を応援します ～設備貸与制度(割賦・リース)のご案内～

中小企業の公的な支援機関である当センターでは、県内中小企業者の皆様の設備投資を応援するため、低利かつ固定金利で設備貸与制度(割賦・リース)を実施しております。

対象となるのは機械、装置、車両等(土地・建物は対象外)です。予算がなくなり次第申込みを締切りますので、設備の導入を検討されている方はお早めにお問合せください。

当センターのホームページからも情報を入手することができます。

◇利 率…割 賦：年率 1.9% または 2.3%
リース：月額 1.362% ～ 2.982%

◇限度額…6,000万円まで

問合せ先…(財)21あおもり産業総合支援センター
設備投資課 ☎ 017-775-3234

情報伝言板

～町体育協会テニス部から～

ナイターテニス教室の開催について

これから、テニスを始めたい方、さらにレベルアップを図りたい方、多数の参加をお待ちしております。

- ◇日 時… 8月27日(月)から30日(木)までの4日間
- ◇場 所…中泊町運動公園テニスコート
- ◇対象者…中泊町全町民
- ◇参加料…無料

参加希望の方は各自ラケット持参の上、直接テニスコートにお集まりください。なお、ラケットのない方には当方でお貸しします。

第1回中泊町民テニス大会の開催について

- ◇日 時… 9月2日(日) 受付 8時45分まで
試合開始 9時
- ◇場 所…中泊町運動公園テニスコート
- ◇種 目…ダブルスA級(男子)、B級(女子)
- ◇参加料… 1ペア3,000円
- ◇申込締切… 8月29日(水)
- ◇その他…参加者は、各自スポーツ傷害保険に加入してください。

問合せ先 田中礼一 ☎57-2213
長利勝海 ☎57-4590

～県立弘前高等技術専門学校から～

学生募集のお知らせ

◇科名、定員及び期間

【若年者コース】

- 自動車システム工学科 20名
2年間(国家2級自動車整備士の養成)
- 建築システム工学科 20名
2年間(建築大工2級技能士の養成)

◇応募資格…高等学校卒業生(平成20年3月卒業見込みの者を含む)及び同等の学力を有する者

◇願書受付…平成19年10月2日(火)～10月31日(水)

◇試験日…平成19年11月13日(火)

◇試験科目…数学

◇年間経費…授業料：年額115,200円(年4回に分けて納入)

※授業料に関しては、今後改定される場合があります。改定された場合は、改定後の金額を適用します。教科書、作業服、実習用品等として1年間で約10万円程度必要です。

※資格取得受験料は実費となります。

問合せ先…県立弘前高等技術専門学校
工藤 ☎ 0172-32-6805

～西北地域県民局県税部課税課から～

個人事業税の納期限は 8月31日(金)です。お忘れなく!

地方税法で定められた事業を営む個人で、一定以上の所得がある方には、県税である個人事業税が課税されます。8月中旬にお送りする納税通知書により、8月末日と11月末日の二期に分けて納めていただきます。第一期の納期限は8月31日(金)ですので、お近くの金融機関などで忘れずに納めましょう。

詳しくは西北地域県民局県税部課税課までお問い合わせ下さい。

【☎ 0173-34-2111 内線208】

～社会保険事務所から～

便利な口座振替を利用しましょう

口座振替で国民年金保険料を納めると、指定した口座から毎月自動的に引き落としされるので、手間や時間が省けて納め忘れがなく、便利・安心・確実です。

口座振替での一ヶ月毎のお支払いなら、その月の保険料をその月の末日に引き落としする早割制度を利用すると月額50円の割引になりお得です（※一部免除の承認を受けている方は、早割制度をご利用できません）。

また、口座振替で前納することも出来ます。1年前納では、3,550円割引、6ヶ月前前納では、960円割引されます。今ですと平成19年10月から平成20年3月までの6か月分の口座振替での前納をご利用できます（※現金で前納される場合は、1年分・6ヶ月分以外に、その他の期間の前納も可能です）。

手続きは簡単です。年金手帳や納付書（基礎年金番号の分かるもの）、預貯金通帳、金融機関への届出印をお持ちのうえ、指定口座のある金融機関や郵便局、社会保険事務所の窓口へ「口座振替納付申出書」を提出するだけです（申込用紙を社会保険事務所へ郵送することもできます）。

口座振替の申込用紙（振替方法の変更も同じ申込用紙となります）は、納付書に綴られているほか市町村・各金融機関の窓口や社会保険事務所に備え付けています。また、社会保険庁のホームページから印字（プリントアウト）することができます。

社会保険庁のホームページ

<http://www.sia.go.jp/>

～森田学園から～

第14回『交流森田学園祭』のご案内

森田学園では毎年、学園の子ども達と地域住民の皆様との交流を目的として、「交流森田学園祭」を開催しておりますが、平成15年度の第10回からは『森田学園手をつなぐ親の会』の主催による開催となっています。主催者側が変更になってからも毎年多くの施設や団体、企業、そして地域住民の皆様からのご協力とご参加を頂いております。

今年度のアトラクションでは「雪の里ウインドオーケストラ」様のダイナミックな演奏と、「車力六紅浜千鳥」様の華麗なよさこいソーランをお楽しみ頂けます。また、「サクランボの種飛ばし大会」と「のど自慢大会」も開催する予定です。

各種模擬店も設置し、美味しい食べ物からくじ引きまでバラエティーに富んだ内容を企画していますので、皆様お誘い合わせのうえ是非ご来場下さいませよう、宜しくお願い致します。

開催日…平成19年8月19日(日)

時 間…12:00～15:00

～弘前社会保険事務所から～

年金出張相談のお知らせ

◇日時…8月23日(木)

◇場所…小泊支所

◇持参していただくもの

年金手帳(基礎年金番号通知書)・印鑑
本人の身分を証明する物(免許証等)
委任状(代理の者が来場した場合)

広報なかどまりに広告を掲載してみませんか!!

町では、毎月発行する広報なかどまりに掲載する有料広告を募集しています。皆様、ぜひご利用ください。

※要綱により、掲載できる広告内容に制限がありますので、必ずご確認ください。

◆広告の掲載イメージ(右図参照)

表紙・裏表紙を除く下1段で、2色刷。42mm×87mm、または42mm×175mmの大きさになります。

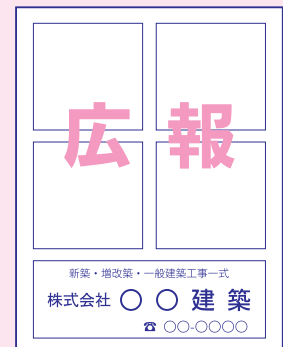
◆広告料

① 42mm×87mm……5,000円 ② 42mm×175mm……10,000円

◆掲載の申し込み

掲載したい月の前々月20日まで(例：7月号掲載の場合は5月20日まで)に企画調整課にある申込書に広告原稿を添えてお申込ください。内容を審査して掲載の可否をお知らせします。

〈広告の掲載イメージ〉



お問い合わせは企画調整課まで
☎ 57-2111 内線49

6 新たな年金記録管理システムの構築

ア 住民基本台帳ネットワークシステムと連携し、住民異動、氏名変更、死亡といった変動が、年金管理記録に反映される仕組みに転換

【23年度中を目処】

イ 1人1枚の「社会保障カード」(仮称)を導入し、自宅においてもできる、常時、安全かつ迅速な年金記録の確認を実現

【23年度中を目処】

年金時効特例法について

今までは年金記録が訂正された結果、年金が増額された場合でも、時効消滅により直近の5年間分の年金に限ってお支払していました。これからは年金時効特例法の施行により、時効消滅することなく全期間さかのぼってお支払します。

1 対象となる方

(1) 既に年金記録が訂正されている方

ア 年金記録の訂正により年金額が増えた方
〔老齢・障害・遺族年金の時効消滅分が全期間にさかのぼって支払われます〕

イ 年金記録の訂正により年金の受給資格が確認され、新たに年金をお支払することとなった方
〔老齢・障害・遺族年金の時効消滅分が全期間にさかのぼって支払われます〕

ウ アやイに該当する方で、亡くなられている場合には、その御遺族の方
〔実支給年金の時効消滅分が支払われます〕

(2) 今後、年金記録を訂正される方

今後、年金記録が訂正された結果、年金額が増額となる方

2 必要な手続き

(1) 今後年金記録が訂正される方

記録の訂正の手続き以外に特別の手続きは必要ありません。年金記録の訂正に合わせて自動的に手続きを行い、5年を経過した分の年金額もお支払します。

(2) 既に、年金を需給開始後に年金記録が訂正されている受給者の方

できる限り簡単に手続きをしていただけるよう、あらかじめ必要な記載事項を印字した用紙を順次発送いたします。(平成19年9月～)

※今すぐに手続きをする場合は、お近くの社会保険事務所に、必要な書類を御提出していただくこととなります。

詳しくは「ねんきんダイヤル」0570-05-1165、または、お近くの社会保険事務所までお問合せください。社会保険庁のホームページ (<http://www.sia.go.jp/>)にはより詳しい情報が掲載されております。

～社会保険庁から～

年金記録問題への対応策について

年金記録問題に関し、県民の皆様に多大なご心配をおかけし、公的年金制度への信頼を揺るがしかねない状況を招いていることにつきまして、深くお詫び申し上げます。

年金記録問題の解決のため、次の対応策を実施し、不安解消に努めてまいります。

1 年金記録の名寄せの実施

(1) 「5000万件」の記録とすべての方の記録との名寄せと実施

【平成19年12月～20年3月を目処】

(2) 「1430万件」・「36万件」のマイクロフィルムのデータを磁気化し、すべての加入者のコンピュータの記録と名寄せし結果を通知

【20年5月までを目処】

2 すべての方への加入履歴のお知らせ

(ねんきん特別便)

(1) 「5000万件」の名寄せの結果、記録が結びつくと思われる方へのお知らせ

ア 既に年金を受け取られている方

イ 今後年金を受け取る予定の方

【19年12月～20年3月を目処】

(2) その他のすべての方へのお知らせ

ア 既に年金を受け取られている方

【20年4月～5月を目処】

イ 今後年金を受け取る予定の方

【20年6月～10月を目処】

3 コンピュータの記録と台帳等の突合せ

ア 社会保険庁が保管する国民年金の特殊台帳の記録

イ 市町村が保有する国民年金の被保険者名簿の記録

ウ 社会保険庁が保管する厚生年金の被保険者名簿・原票の記録

【進捗状況を半年後とに公表】

4 「年金記録第三者委員会」(総務省)における記録確認

社会保険庁等に記録がなく、ご本人も領収書等がない事例について、個別に、ご本人の立場に立って、公正に判断。

5 相談体制の拡充

ア 市町村における巡回相談を定期的・計画的に実施

イ 企業ごとの「年金相談窓口」の設置など、企業等における年金に関する相談機能を充実